

病床数適正化支援事業について

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号:043-223-2608 メール:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援
(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。
(交付額) 病院(一般病床・療養病床・精神病床)・有床診療所:削減した病床1床あたり4,104千円

支給対象

(支給対象)

- 国予算成立日(令和6年12月17日)以降、令和7年9月30日までの間に病床数を削減

(支給対象外)

- 令和7年9月30日時点において廃院している場合
- 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合
- 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
- 有床診療所から無床診療所への変更の場合

(算定除外)

- 産科・小児科病床の削減(分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。)
- 同一開設者による病床融通
- 事業譲渡による削減
- 病床種別の変更によるもの
- 特例病床により増床した病床の削減
- 既存病床の算定から除外される病床の削減

第1次内示

(内示額)

1,132,704千円(276床分)

(算定方法)

1. 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関又は令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関
2. 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は1の赤字額の平均の半分を目安とする。
3. 1医療機関あたりの給付は50床を上限

第2次内示

(内示額)

701,784千円(171床分)

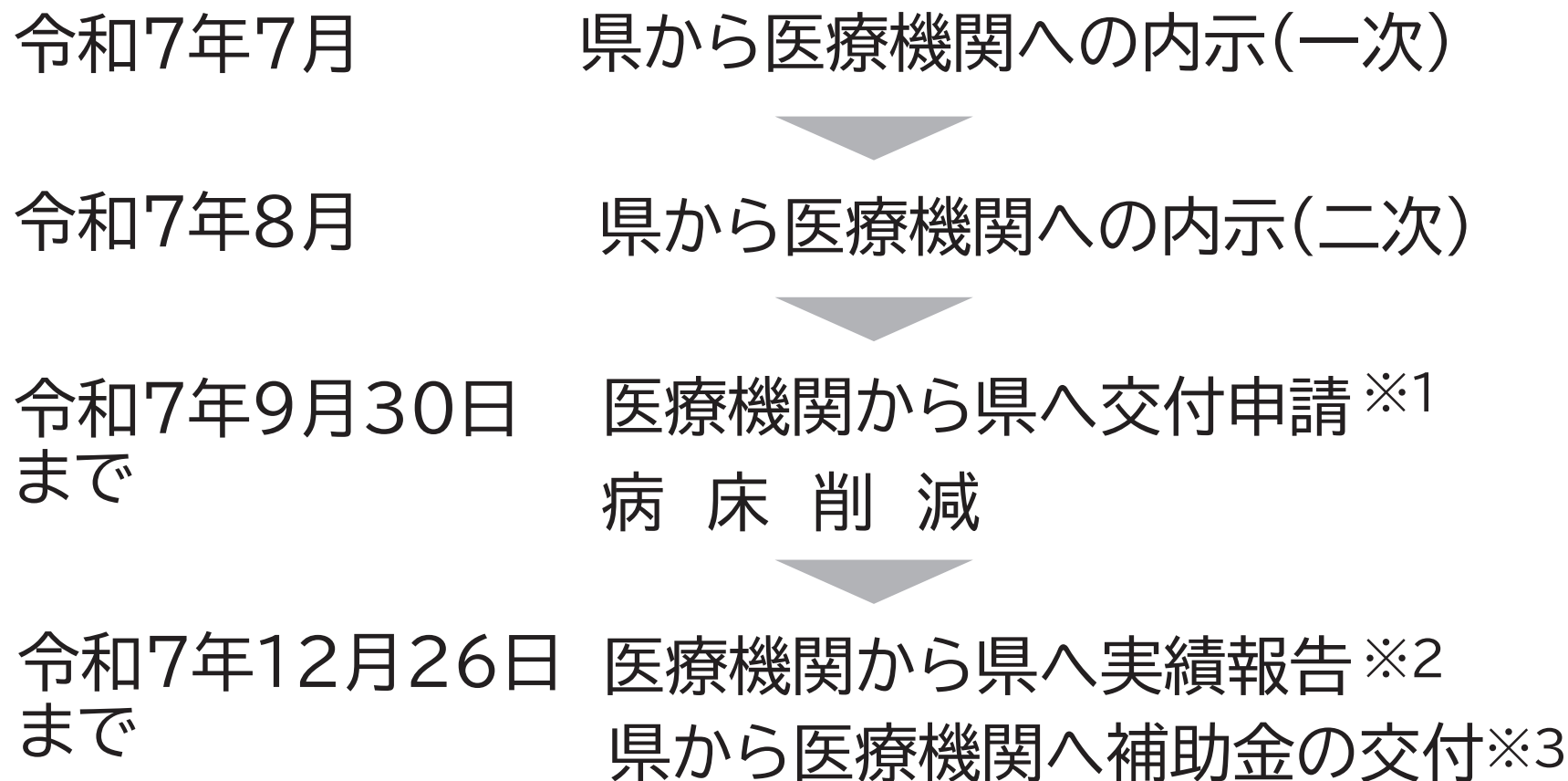
(算定方法)

1. 令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関(第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。)
2. 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は1の赤字額の平均の半分を目安とする。
3. 1医療機関あたりの給付は10床を上限

※国から県への内示については、千葉県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/hojokin/byosyousuutekiseika.html> ページ番号:743350

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 医療機関に対する補助金等 > 病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)について【事業計画は受付終了しました】



※1 病床の削減に係る許可申請については、申請から許可まで1ヶ月程度かかりますので余裕を持って申請願います。(許可申請に関するお問い合わせは医療整備課医療指導班までお願いします。)

※2 実績報告に係る必要書類等の詳細は、交付申請に対する交付決定と合わせて御案内します。

※3 補助金の交付については、請求書等の必要書類が揃った医療機関から順次行っていきます。

事業を活用した病床削減により具体的対応方針に変更が生じる場合



補助金申請の手続と合わせて、具体的対応方針変更の協議をお願いいたします。

報告にあたっての依頼事項

- ・ 協議にあたっては具体的対応方針変更の報告様式を御提出願います。
- ・ 報告様式は千葉県ホームページからダウンロード可能です。
- ・ 第2回調整会議で協議するため、報告様式を年内に御提出ください。

報告様式の提出先

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室
メール: chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

※報告様式は以下のページからダウンロードできます。報告にあたっては以下の様式を御使用ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryoukousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

ページ番号:3753